

●確定申告の注意点・変更点など

予約制について

- 申告1件(1人分)につき、予約1枠20分となっています。2件(2人)以上の申告がある場合には、申告する件数分の枠をご予約ください。
- 予約せずに来庁された場合は、予約を取っていたき、再度、予約時間に来庁していただきます。
- 予約時間の5分前には、会場にお越しください。また、予約時間を10分過ぎても来庁されない場合は、キャンセル扱いとします。

変更点

- 確定申告書への押印が不要になりました。
- 住宅ローン控除の控除期間や要件が改正されました。

公的年金を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする義務はありません。

※年金から天引きになっていない社会保険料、生命保険料や扶養などの控除を追加する場合や所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要となります。

特定口座で源泉徴収されている配当を申告する方へ

確定申告で配当所得を申告すると、所得が増えるため、国保税や介護保険料が増える場合があります。この配当所得について、市民税・県民税の申告不要を選択する場合は、確定申告書の第二表「○住民税に関する事項」の「申告不要」欄に○印を付ける、または市民税・県民税申告書を別途提出する必要がありますので、お申し出ください。

また、翌年度へ繰り越す譲渡損失がある場合は、「繰越控除明細書」の提出が必要となります。この場合の配当所得は、国保税や介護保険料の計算には含まれません。

市民税・県民税申告書が自宅で作成できます

市のホームページで、市民税・県民税申告書を作成していませんか？

画面の支持に従って必要事項を入力するだけで、申告会場に足を運ぶことなく、簡単に市民税・県民税申告書が作成できます。

また、令和4年度市民税・県民税の仮計算もできます。作成した申告書を印刷し、関係書類を添付して税務課にご提出ください。

ご自分が市民税・県民税の申告なのか、所得税の確定申告なのか、不明な方は、20ページの申告フローチャートで判断してください。

※電子送信には対応していませんのでご注意ください。



市・県民税
申告作成支援
システム

市役所で受付できない申告

次の申告は市役所での申告受付ができません。
土浦税務署で申告してください。

- 令和4年1月1日現在、つくばみらい市に住民登録が無い方の申告
- 土地・建物・株式などを売却した申告
- 分離課税の配当所得や先物取引に係る申告
- 退職所得の申告
- 雑損控除の適用を受ける申告
- 青色申告
- 令和2年分以前の申告（確定申告、修正申告、更正の請求）
- 住宅耐震改修特別控除
- 住宅特定改修特別税額控除（バリアフリー改修または省エネ改修）
- 消費税・贈与税・相続税の申告
- 住宅ローンを連帯で借り入れている方の住宅借入金等特別控除
- 損益通算や繰越控除の申告